

# 公益社団法人千葉市観光協会役員の報酬等並びに費用に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人千葉市観光協会（以下「本協会」という。）定款第27条及び第29条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用の支給の基準として必要な事項を定めるものとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事、顧問及び相談役をいう。
- (2) 常勤役員とは、専務理事及び常務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬及び手当その他職務の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊料、日当等を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (常勤役員の報酬)

第3条 本協会は、常勤役員に報酬を支給する。

2 報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 専務理事 月額 381,600円
- (2) 常務理事 月額 372,800円

3 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額は、別に定める職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）の例による。

4 新たに常勤役員となった者、又は常勤役員を退任し、若しくは解任された者の報酬は、常勤役員に就任した日から又はその退任、辞任若しくは解任の日（死亡したときは、その月）までについて支給する。この場合において、任期満了によって退任した者が再び就任したときは、引き続き在任しているものとみなす。

5 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割によって計算する。

（常勤役員の期末手当）

第4条 常勤役員に期末手当を支給する。

2 前項の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在任する常勤役員に対して、それぞれの基準日の別に応じて次の表の支給月欄に定める月に支給するものとし、支給日及び支給方法等は別に定める給与規程の例による。

| 基準日    | 支給月 |
|--------|-----|
| 6月 1日  | 6月  |
| 12月 1日 | 12月 |

3 期末手当の額は、次のとおりとする。

(1) 期末手当基礎額に、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉市条例第17号。以下「千葉市特別職給与条例」という。）の規定による市長等に対する期末手当の支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在任期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

ア 6箇月 100分の100  
イ 5箇月以上6箇月未満 100分の80  
ウ 3箇月以上5箇月未満 100分の60  
エ 3箇月未満 100分の30

(2) 前項の期末手当基礎額は、報酬月額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

ア 専務理事 100分の120

イ 常務理事 100分の115

(常勤役員の通勤手当)

第4条の2 常勤の役員に通勤手当を支給する。

2 前項の通勤手当の額は、別に定める給与規程第16条第2項に規定する通勤手当と同一の額とする。

3 前項の定めるもののほか、通勤手当の支給に關し必要な事項は、給与規程の適用を受ける職員に支給される通勤手当の例による。

(非常勤役員の報酬)

第5条 非常勤の理事に報酬として、理事会等の会議に出席する都度、日額5,000円を支給する。

2 監査業務等を実施する監事に報酬として、1事業年度につき15,000円を支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、千葉市職員の身分を有する者（常勤の特別職を含む。）は、無報酬とする。

(費用等)

第6条 役員がその職務の遂行に當たって負担する又は負担した費用については、これを支払うことができるものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員に出張等に要する旅費を支給することができる。

3 前項の旅費は、協会職員に適用する旅費規程に準拠し支給するものとする。

(公 表)

第7条 本協会は、この規程を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議により行うものとする。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の施行日前から本協会の常勤役員であった者は、引き続き在任しているものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、令和6年6月11日から施行する。
- 2 改正後の公益社団法人千葉市観光協会役員の報酬等並びに費用に関する規程第3条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から適用する。